

板橋区特別区税延滞金減免処理要綱

(昭和61年3月29日区長決定)

(平成25年4月30日一部改正)

(目 的)

第1条 この要綱は、東京都板橋区特別区税条例施行規則（昭和40年板橋区規則第22号）第30条第1項第5号の適用基準について定めることにより、延滞金免除制度の適用かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(適用基準)

第2条 納税者または特別徴収義務者が納期限までに、特別区税を納付しなかった理由が、次の各号のいずれかに該当する事由である場合は、その特別区税にかかる延滞金を減免することができる。

- 1 本人または生計を同一にする親族が疾病にかかりまたは負傷したことにより費用が増大し、延滞金の納付が困難と認められる場合。
- 2 失業または転職により収入が著しく減少し、延滞金の納付が困難と認められる場合。
- 3 事業の経営内容の悪化により、収入が著しく減少し、延滞金の納付が困難と認められる場合。
- 4 取引先等の倒産により、手形または先付小切手が不渡りとなるなど著しい損失を受け、延滞金の納付が困難と認められる場合。

付 則

この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。

付 則

この要綱の一部改正は、平成25年4月30日から施行する。